掲示第１０８号

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第３７条第５項の規定に基づき、七尾港指定保税地域について、下記のとおり追加指定を行ったので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１０月３０日

大阪税関長　　花　尻　　卓

記

指定保税地域の追加指定の対象

（１）土　地

名　称：七尾港　矢田新第２ふ頭

所在地：石川県七尾市矢田新町ニ部１６９、１８５、１８７

面　積：１９５．００㎡

地　域：七尾市矢田新町ニ部第２ふ頭東側－９メートル岸壁北東端を起点Ａとし、同点から同岸壁接水線（以下「接水線」という。）に沿って南の方向に１３０メートルの地点Ｂ、同点から接水線に直角に西の方向に１．５メートルの地点Ｅ、同点から接水線に平行に北の方向に１３０メートルの地点Ｆ及び起点Ａを順次結んだ線によって囲まれた土地１９５．００平方メートル。

（２）追加指定年月日：令和９年２月１日